

友愛記念病院 看護師奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、友愛記念病院の優秀な看護師を育成・確保するため必要な奨学金の貸与について定めることを目的とする。

(貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、本規定の主旨を認め、看護師の資格取得を目指し、資格取得後、当院に常勤職員として勤務することを希望する者で、看護学校に在学中又は、入学が決定した者を対象とする。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は、卒業後、友愛記念病院において看護師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。
- (4) 修学状況の報告を求められたとき。

(申請の手続き)

第4条 この規程により奨学金を希望するものは、次の関係文書を一括して貸与希望年度前の1月末日までに、当該担当部署に提出するものとする。

- (1) 奨学金申請書【様式1】
- (2) 本人履歴書（写真添付）
- (3) 入学及び在学証明書（特に指定なし）
- (4) 在学中の学校長の推薦状
- (5) その他当院が必要と認めたもの（住民票・合格証書等）

(奨学生の決定)

第5条 本規程の審査と承認手続きは以下の通りとする。

- (1) 看護部長を起案者とし、定められた関係文書を運営管理会議に提出する。
- (2) 運営管理会議は奨学金規程の適用要件にそって審査、承認又は不承認を決定する。
- (3) 審査結果の通知は文書ですみやかに本人に通知する。

(契約)

第6条 契約した場合は、当院と本人とで奨学金貸借契約書を締結する。【様式2・2-1】

- 2 誓約書【様式3】・振込口座届【様式4】を提出する。
- 3 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。
 - (1) 一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
 - (2) 他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
 - (3) 国内に住所を有すること
 - (4) 奨学生との連絡が確保されること

(貸与基準と支払い)

第7条 奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

- (1) 貸与期間：奨学金貸与は年度単位とする（4月～3月）
- (2) 貸与金額：奨学金は月額 50,000 円とする。
- (3) 貸与日：原則、当該月の前月末日とし、当院が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日とする。
- (4) 利息：奨学金は、無利子で貸与する。

(奨学金の債務の免除)

第8条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、奨学金の返還を免除する。

- (1) 奨学生が、看護学校を卒業後、友愛記念病院において常勤職員として貸与期間相当の期間又は当該期間を超えて勤務したときは、奨学金の返済の債務を全額免除する。ただし、奨学金の貸与を受けた期間勤務しない場合は、奨学金の全額のうち勤務月数に奨学金貸与月数を乗じた額を免除することができる
- (2) 奨学生が返還債務免除勤務期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったときは、奨学生又はその家族と協議の上適当と判断する場合は、奨学金の返還の債務の全額又は一部を免除することができる。

(返還債務免除勤務期間の一時中断)

第9条 奨学生が病気、出産、育児等のライフイベント等自己都合により業務に従事できない場合で、奨学生と協議の上適当と判断するときは、返還債務免除勤務期間の一時中断を認めることができる。

- (1) 一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とし、返還債務免除勤務期間に含まない。

(奨学金貸与の終了と一括返還)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学生辞退願【様式5】の提出後、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金をすみやかに一括返還しなければならない。

- (1) 看護学校を退学した場合または卒業が不可能となった場合。
- (2) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞した場合。
- (3) 奨学金を受けた職員が貸与期間勤務せずに退職した場合については、返還の債務を免除した額を減じた額を返済金額とする。
- (4) 奨学生が卒業後、本規程の主旨に反し当院に就職することができなかった場合。

(資格取得できなかった場合)

第11条 卒業(必要な課程を修了)後、看護師の資格を取得できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意志があり、かつ当院への入職の意志がある者のみとし、これらの意志が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第10条の(4)と同様の扱いとする。

(特例事項)

第12条 本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、運営管理会議が判断する。

(付則)

この規程は平成 25 年 11 月 1 日より施行する。

改正 令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

改正 令和 5 年 10 月 1 日より施行する。